

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所	パナソニック産機システムズ(株)	東京都墨田区押上 1－1－2
2. 指名停止措置期間	令和7年4月4日から令和7年7月3日まで（3か月）	
3. 指名停止措置の適用範囲	稲敷市が発注する建設工事等	
4. 事実概要	パナソニック産機システムズ(株)は、建設業法第26 条第 1 項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。当該事実が建設業法第28 条第 1 項第 2 号に該当するとして、令和 7 年 1 月 31 日、関東地方整備局長より営業停止処分を受けた。このことが、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領別表第 2 第14号イに該当するため。	
5. 指名停止理由	このことは、「稲敷市契約事務等に関する規程」（平成17年稲敷市告示第2号）別表第3第17号「建設業法違反行為」に該当する。 （稲敷市契約事務等に関する規程別表第3） 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準	
	措置要件	期間
	1～16 （略）	
	（建設業法違反行為）	
	17 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)。	
	(1) 指示処分を受けたとき。	当該認定をした日から2か月以上6か月以内
	(2) 営業停止処分を受けたとき。	当該認定をした日から3か月以上9か月以内
	18～19 （略）	